

令和2年度第8回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和3年1月27日（水）

令和2年度第8回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和3年1月27日（水）午前11時～午前11時45分

2 場所

東大和市役所会議棟第1・2会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理者	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	鈴木 清一	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	出席
委 員	関田 賢治	出席

(2) 市長

市 長 尾崎 保夫

(3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 吾郷係長、木村主事

(4) 説明員

諮問1 健康課 志村課長、妹尾係長

4 議題

諮問案件

- (1) 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種体制）に係る委託及びオンライン結合による外部提供について

5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- （１）諮問事項の帳票
- （２）補足資料

1 開会

○阿部部長 おはようございます。定刻前ではございますが、始めさせていただきます。本日、文書課長は所用のため、欠席をさせていただいております。会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。お願いします。

○吾郷係長 委員8名中、欠席0名です。よって会議は成立しております。

2 市長挨拶

○阿部部長 続きまして、市長よりご挨拶がございます。お願いいたします。

○尾崎市長 皆さん、こんにちは。市長の尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルスの脅威は、今なお続いており、国からは、緊急事態宣言が発出されております。このため、市におきましては、これまで経験したことのないウイルスの脅威から市民の皆様の生命を守るために、新型コロナウイルスに関連する事務等に迅速に対応していく所存でございます。これらの事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となってまいりますことから、委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用と充実のために、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。季節も大寒を過ぎ、寒さの厳しい日が続くことが予想されますことから、体調管理には、ぜひくれぐれもお気をつけいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。

3 審議会への諮問

○阿部部長 次に、議題の3 審議会への諮問でございます。感染症予防の観点から、読み上げのみを行います。諮問書につきましては、会長の机の上に置かせていただいております。委員の皆様方の席に配布させていただいたものと同じものでございますので、ご確認をお願いいたします。

○尾崎市長 諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項については、事務局より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、市長はこの後公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の諮問事項は1件でございます。「予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種体制）に係る委託及びオンライン結合による外部提供について」でございます。それでは、この先の会議の進行につきましては、会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

4 諮問案件の審議

諮問 1

○**会長** 改めまして、お疲れ様です。それでは令和2年度第8回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めさせていただきます。本日の諮問案件は1件でございます。諮問1の予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種体制）に係る委託及びオンライン結合による外部提供について審議いたします。担当課の説明を求めます。

○**志村課長** 健康課長の志村でございます。ただ今からご説明を申し上げます。今回、予防接種事業といたしまして、東大和市全市民に新型コロナウイルスワクチンの接種を実施いたします。実施に当たり、個人情報を取り扱う事務の委託及び保有個人情報を扱う電子計算組織を、実施機関以外の電子計算組織と情報伝達システムを利用して結合し、外部提供することについて、条例第10条第2項及び条例第13条第2項第2号に基づき、ご意見を伺うものであります。

まず、事務の名称と目的でございます。事務の名称は、既存の予防接種事業です。全市民に、新型コロナウイルスワクチン予防接種を実施するに当たり、本事業の届出事項が変更となっております。次に、事務の目的といたしまして、予防接種法に基づく定期予防接種、臨時接種及び任意予防接種、これらは、用語解説により別に添付してございますけれども、これらの公費助成を行い、市民の疾病予防、更には健康の保持増進を図ることでございます。対象者の範囲でございますけれども、東大和市の市民で、法定予防接種の対象年齢の者及び市で定める予防接種の対象年齢者であります。今回の新型コロナウイルスワクチンの接種対象者は全市民となっております。3の個人情報取扱事務届出事項の内容でございます。主な変更内容は、6の事務の目的に臨時接種を加えております。新型コロナウイルスワクチンの接種は、今回臨時接種となります。続いて、今の資料の7ページでございますけれども、事務の委託先、委託期日、委託内容でございます。6番の委託の内容としましては、新規のものとなっております。

1といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う、接種券等の印刷、封入封かん及び発送事務、2といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う、コールセンター及び事務処理、具体的には電話相談、窓口相談、予約の受付、予診票のデータ化及び自動取り込み、予診票のデータの入力、接種券の再発行等に関する事務でございます。3といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種会場における会場の運営、具体的には受付、本人確認、誘導等に関する事務としております。また理由につきましては、3月中旬に接種券を発送し、新型コロナウイルスワクチンの接種を開始するといった準備期間が極めて短い国の方針に対応するため、技術的知識、実績のある業者にこれらの業務を委託することで、正確で円滑な作業が行うことができるためといたしました。7委託の期間でございます。令和3年2月1日から、令和3年9月30日まで委託する予定としております。委託先についてでございますが、また委託内容につきましても、現在国が通知等でその都度新しく変更等がありますけれども、それに合わせて随時委託内容についても変更していきたいと考えております。

○**阿部部長** 次は11ページの説明に、後ろのほうに1、2、3と担当課から資料が配布されております。2ページの5のところオンライン結合との関わりの部分でございますので、併せてお読みいただけるとよろしいかと思います。お願いいたします。

○**志村課長** オンライン結合又はオンライン結合による外部提供についてでございます。相手方につきましては、専門的な知識や技術を要する業者及び医療機関。目的といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するために、医療機関又は集団接種会場での接種日時予約について、市民がWEB又はコールセンターの電話の代理申請により予約が可能となるシステムの構築をす

るため、市と予約の受付をする委託業者と医療機関をオンラインで結合し、外部提供する必要があります。また、接種券の発送先のデータや予診票のデータの授受を委託業者と行う際、LGWAN・ASP サービスを利用したシステムを活用し、非対面で受け渡しを行いたいことから、委託業者とオンライン結合し、外部提供を行いたいと考えております。続いて、6 目的外利用・目的外提供の内容でございます。今回の変更においては、対象外としております。7 その他につきましては特にございませぬ。以上、ご説明申し上げた事務に関して、本事務を委託すること及びオンライン結合による外部提供について、ご意見を伺うものであります。以上でございます。

○会長 説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いします。

○委員 確認です。ご説明ありがとうございました。3月中旬までに発送を、報道などで聞くには、2月から医療従事者でコロナ対応に当たっている方、そして他の従事者へと順番があるように伺っているのですけれども、この市民への発送は一度に、予防接種の順番には関わらず一度に発送されるのかということをお伺いしたいと思います。

○志村課長 発送の時期についてでございますけれども、今現在、国の通知によりますと、65歳以上の高齢者の方にはまず3月中旬を目途に発送し、その他の方には4月以降の発送をとという形で、通知が来ております。以上でございます。

○委員 もう1点。医療従事者の方たちは、この別枠で受ける形になるのですか。全市民の職業などは情報が市にないと思うのですけれども、その辺はどうなっているのかというのが気になるのですけれども。

○志村課長 国の説明によりますと、医療従事者の方は各医療機関が接種を受ける名簿を国に提出し、それに基づいて国が医療機関に予診票をデータで送って、それを医療機関がプリントアウトして接種をするという形になっております。委員がおっしゃったように、市民の方でどなたが医療従事者かをこちらでは把握しておりませぬので、医療従事者である市民の方にもクーポン券は送る形になります。ただ、そのクーポン券を医療従事者の方は使用しない、そういう形で対応するようにと国から説明を受けております。以上です。

○会長 私からよろしいですか。市が直接委託する業者あるいは医療機関と、業者が再委託するものと、整理していただきたいなと思っております。それによって個人情報を提供する業者が、どこに出して、流れとして個人情報がどのように流れていくのかということと、補足資料の2ページのところ、4として委託内容がア、イ、ウと書いてあります。それで、あとは最後のページに体制のフローが書いてあります。4に書かれているア、イ、ウの委託の内容というのは、このフローの中では、どれに当たるのかということ、事務局業務内容の中では、3、4、5に当たるのだろうかと思っております。それ以外はどんな契約、委託になるのでしょうか。全体の流れと、市が委託するところはどこなのか。再委託は何を再委託するのか、どこが再委託するのか、そのところの流れを教えてください。

○妹尾係長 予防係長の妹尾と申します。よろしく申し上げます。ご質問の件ですけれども、このフローを見ていただくと、左上に委託先2というところに矢印が伸びていますが、こちらが、予診票データ化・自動取り込み・データ入力ということと、プラス、下の枠のワクチン接種券が市民向けに行くような形でありますけれども、こちらのワクチンの接種券の印刷、封入封かん、発送についても、こちらの委託先2に委託をします。委託先2の再委託の業者で、印刷、封入封かんを行います。この

フロー図の、真ん中の自治体の下矢印の向かっている委託先1、こちらについては委託内容の新型コロナウイルスワクチン接種に伴うコールセンター及び事務処理ということで、電話相談ですとか予約受付といったところを、この委託先1で行います。更にこの委託先1については、こちらのフロー図の右下に、医療機関・集団接種会場というところの絵がありますが、市民の方がワクチンの接種をするために接種券を持参して、この会場に向かうのですが、その会場の設営ですとか、会場運営、受付、本人確認、誘導等に関する事務の委託については、この委託先1に委託をします。以上になります。

○会長 そうすると、市が委託契約を結ぶのは、委託先1と委託先2だけとなりますか。

○妹尾係長 はい、そうなります。

○会長 あとは、その委託先が再委託をするということ。

○妹尾係長 そうです。

○会長 そうすると個人情報を提供する相手先というのは、委託先1と委託先2ということだけですか。

○妹尾係長 それだけでございます。

○委員 何点か確認をさせて下さい。7ページの委託に係る個人情報の項目・範囲ですが、最後の範囲ということで、新型コロナウイルスワクチン接種対象者（全市民）と書いてあるのですが、これ新聞報道によると治験があり、16歳以下ですか、未満ですか、については行わないと新聞報道、テレビ等されているのですが、これはどちらが正しいのでしょうか。全市民がワクチン接種対象者になるのでしょうかというの、まず1点。

それから、今、会長から再委託の話がございました。本来、再委託については、前提としてするのはなく、個人情報の取扱いに関する特記仕様書の第9条第2項に基づいて、必要とする場合においては名称だとか、委託の理由だとか、明確にした上で、あらかじめ書面により、再委託をする旨を委託者が申請し、その承諾を受けなければならないとなっている。つまり委託業者を選定の際に、それが再委託を前提とすること自体は、非常に疑義があると考えます。その辺の見解を教えてください。

それから11ページですが、外部提供の話です。3番目のオンライン外部提供をすることの必要性、適切である理由ということで、3行目の終わりから、市と予約受付等をする委託業者と医療機関をオンライン結合しと書かれているのです。この概要図を見るとオンライン結合する部分については、LGWANでやることになっていますけれども、その以下の部分で、医療機関もLGWANで結合するのですか。つまりLGWANというのは、ご存じのとおり非常に閉鎖されたコストが掛かる回線ですので、LGWANを持っている医療機関は、これ市内の医療機関だと思うのですが、どの位あるのでしょうか。かなり極めてハードルが高い回線ですよ。その辺が確認ということで、その3点なのですが、というのは個人情報の保護をする視点からすると、1点目の16歳以上は、別にもし16歳以上であれば、それは訂正でしょうけど、その再委託とオンライン結合の回線の部分については、個人情報の保護という問題からして、非常に極めて重要だと思うので、その辺確認をさせていただきたいのです、よろしく願います。

○妹尾係長 1点目の全市民が対象とお伝えさせていただいた点については、この作成当時は全市民だったのですが、国の方針が最近16歳以上ということがあったということと、実際、接種が始まる前に政令で対象者が示されるので、16歳以上というところと、あとはもう既にかかっていた人

の扱いをどうするかというところについても、今後検討されて、その人を対象に含めるかどうかについては、また改めて政令で対象者が示されるということになります。

○吾郷係長 2点目についてですが、事務局から説明させていただきます。委員のおっしゃるとおり、今回この諮問は再委託を諮問しているわけではなくて、委託の諮問をしております。ただ現時点で再委託するというのがわかっておりますので、ご説明していただいたところです。以上です。

○妹尾係長 3点目のご質問なのですが、LGWAN 回線を使う場面というのは、このフロー図でいうと委託先2の接種券の作成ですとか、そういったところに関してのデータのやり取りをする際に使うものになります。フロー図の右側の医療機関と市の間の予約のシステムについてのやり取りについては、LGWAN を使用しないという形になりますので、各医療機関で LGWAN をどれくらいあるかというのは、そこは今、不明です。

○委員 そうするとこれは通常のインターネット回線と理解してよろしいですか。

○妹尾係長 そうです。

○委員 それについての各医療機関への、例えばハッキングの問題だとか、漏えいの問題だとかということは、どういう形で防止策を講じるお考えでしょうか。インターネットだと各医療機関の持っているインターネット回線はかなりそういう可能性が高いので、これはオンラインを結合する理由とリスクと情報のやり取りについて、リスクの判断がどうなのかと個人的には思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○妹尾係長 このフロー図の真ん中の委託先1のところの SPIRAL というシステム、こちらに予約の情報が行くのですが、このシステムはいろいろな官公庁で使われるシステムで、セキュリティのかなり高いものになります。このシステムを使うメリットというと、医療機関の予約を市の設置したコールセンターによって受け付けることができるということになりますので、各医療機関に市民の方が電話をして予約をするという想定で国は、こういうシステムを作らなかったようです。その部分を市で構築することによって、医療機関の負担がかなり減ることによって、各医療機関においてもワクチンの接種を積極的に担ってもらえるという利点もありますので、こういったところを採用できればと思っております。以上です。

○委員 オンライン結合する医療機関とオンライン結合する線は、最後のページのどこの部分ですか。

○妹尾係長 この図には正確には示されていないのですが、医療機関から SPIRAL に医療機関の空き時間ですとか、そういったところを登録することになるので、その線になります。だから線はないのですが。

○委員 委託先1の部分がここには示されていませんけども、医療機関とは通常のインターネット回線でやるということですね。

○妹尾係長 そうです。

○委員 通常のインターネット回線でやる、委託先1がインターネット回線でやるということについて、かなり慎重なセキュリティ管理が求められると思うのです。これは委託先1の問題ではなくて医療機関の問題も絡んでくるので、その辺はかなりセキュリティ管理をしっかりしていただくよう要望するといったらおかしいですが、ということと、再委託が前提だということですが、つまり委託先2の部分で先ほどご説明いただいた部分の一部を再委託するという理解だと思うのですが、委託先1について再委託はないということでもいいのですか。

○妹尾係長 現状ははい。

○委員 再委託2にそれをやるということだと、先ほど特記仕様書の部分でありましたので、そこは前提としてやるというのが、非常に疑義があるのですが、特記事項の9条2項をきちんと踏まえて、厳格に再委託の禁止ですので、それは例外的に許諾を受けるということなので、そこは少なくとも厳密に特記仕様書の第9条2項を踏まえてきちんと対応していただかないと、個人情報の漏えいですとか、あるいは対応が非常に難しくなると思うので、それをきちんとしっかり管理していただければと思います。

○会長 今のことに絡むのですが、この専門的な知識や技術を有する業者というのは、どんなところを想定しているのでしょうか。ここが再委託をするということなのですが、委託先1及び委託先2について、それぞれどんな知識や技術を有する業者というものを想定しているのでしょうか。

○妹尾係長 まず、委託先2ですけれども、システム会社が委託先です。うちの予防接種管理台帳を作成しているシステム会社と同じです。そこにLGWAN回線を通して、うちの健康かてのシステムから抽出したデータを委託先2の会社にする。その委託先2の再委託の会社によって印刷、封入封かんを行うということで、その抽出する側のシステムと委託先側のシステム業者と同じシステム会社という面で専門性が高いという形になります。下の矢印の委託先1ですけれども、こちらは予約管理のシステムがまずメインということで、予約に関するシステム構築の実績がある業者、特別臨時給付金ですとか、GoToトラベル等のシステムを構築した会社ということを知っておりますので、そういった面で専門性のある業者ということになっております。

○委員 最後確認ですけれども、集団接種について、先ほどの医療機関は個別接種だと思うので、その医師が当然対応されると思うのです。集団接種の場合、設営からスタッフ派遣含めて、そのスタッフの派遣の中に、当然接種をするのは医師と考えていいわけですよね。

○妹尾係長 接種は医師です。

○委員 それを派遣すると。

○妹尾係長 医師か看護師なのですけれども。

○委員 集団接種の場所を設定して、医師会に協力を求めてということではないと。医師の派遣については。

○妹尾係長 医師の派遣については、医師会に協力を求めますが、その他の受付の事務であったり、そういったところは。

○委員 接種のことについては、医師会と調整をして、いついつは何先生お願いしますというのは、健康課でやると。

○妹尾係長 そうですね。

○委員 それで、日程調整等踏まえて、接種自体は医師会に協力をお願いするけれども、というそういう形、当然医療機関でやれる部分の個別接種も対応すると、この図を見ると。ということでもいいわけですか。

○妹尾係長 はい。

○委員 そうすると、私は集団接種ではなくて、何々医院さん、全部が対応できるかどうかわかりませんが、対応している、今、30ちょっとくらいあるのですか、医師については。そのうち例えば10くらいでやってくれますよというところに予約をして対応するという形で考えていいですか。

○妹尾係長 はい。

○委員 2回目もお願いしたり、あるいは集団接種に行ったり、それは利便性を考慮して、何十日以内とありましたよね。90日以内でしたっけ。それはそういうことでこまめに、2回目の通知も出て、そして受ける市民の方が選択できる、そういう形で考えていいのですか。

○妹尾係長 そうです。

○委員 わかりました。どうもすみません、長々と。

○会長 はい、お願いします。

○委員 もう1度その個別の医療機関接種と集団接種の差をもう少し教えてもらいたいのですけど、この個人情報の取扱いの中で健康状態等も今回項目に入っておりまして、一部報道では基礎疾患のある方たちは早めに打つというようなこともあると思うのですけれども、その辺が具体的にはどのようなになっているのかをお聞かせ下さい。

○妹尾係長 基礎疾患の健康状態については、基礎疾患のあるなしの判断というのは個人の自己申告に任せるということなので、そこは市で把握してその対象者に尋ねるといったことはしないです。

○志村課長 補足いたしますと、予約のシステムを受ける段階で、チェック項目を設ける形を、今考えております。

○委員 個別接種と集団接種の差というのは個人が選択するのでしょうか。

○志村課長 今現在医師会と接種の方法や、それぞれの開始時期等については、まだ調整中ではっきりとは決まっておりません。ただワクチンがディープフリーザーではなく、通常の医療機関で、取扱いができるワクチンであったときには、医療機関での個別接種には対応したいというような、ご協力の確約は取れているということで、今現在、詳細な調整はまだついてございません。

○委員 まだどの薬が入ってくるか不明確な状況の中で、今調整をしているということによろしいですか。

○会長 まだ東京都自体がこれから体制を作っていくというような、昨日のニュースで言っていたぐらいですから、不透明な部分がたくさんあるのかなと思うのですね。そこにワクチン不足だったり、供給不足だったり、海外ではワクチンが来ないから会場が閉鎖されたというニュースも流れているのですが、今後いろんな事象が起きて来るという中で、先ほど市長に聞いたのですが、東大和市でも特別に担当者を設けて、これに対応をしていくのだということをお伺いしました。そんな中で、この業務そのものもそうなのですが、個人情報の取扱いについて十分注意して、今後の変更に対応するときに、十分注意してやっていただければと思います。ほかにどなたか。

○委員 これは他の自治体でもやられる業務だと思うのですけれども、近隣の自治体あるいは東京都のほうで、この業者に委託していただきたいなそんなことはあるのですか。それとも東大和市独自で委託先を決定するのか、その辺りを教えてください。

○妹尾係長 これは独自の予定になります。他市の状況も聞き取りながらしておりますけれども、基本的には都で統一的に決めるということではなく、市によって違うという形になります。

○委員 この予約システム構築というところもそうなのですか。

○妹尾係長 ここもそうですね。

○委員 そんなに難しくないというか、そういうシステムなのですか。

○妹尾係長 いろいろな情報サイトの予約とかいろいろな予約のサイトがあると思うのですけど、そういったシステムを作っている会社は何社かありまして、そういったところに委託できるという形になっ

ています。

○委員 わかりました。

○委員 蒸し返しになったら本当に申し訳ないのですが、委員が質問されていた部分で、再委託の部分なのですが、さきほどの説明だと、すみません私の認識なのですが、再委託することが前提での審議ということだったのですが、再委託先は決まっているのか、仮に再委託をする場合、再委託先から委員が仰っていたみたいに9条2項に、その再委託先における安全性と信頼性を確保する対策、それから再委託先に対する委託先の管理及び監督の方法を明確にした書面を、あらかじめ委託者、要するに市に申請するという規定があったので、再委託先が仮に決まっていなくても、決まった段階でこういう書面をもらう予定があるのかどうなのか、その部分をもう少しお知らせいただければと思います。

○妹尾係長 再委託先はまだ決まっていないのですが、委託先の下に紐付く印刷会社があるのですけれども、そこがまだ決まっていない状態です。決まる際にはそういった書類を適用していただくような形で進めたいと思います。

○委員 その再委託先があることが前提で、その再委託先に対する安全性とかの申請書も含めて委託先を決めるという形ですか。

○妹尾係長 その委託先の業者がこのシステムを使っている市に応じて印刷会社に割振るというような形の説明受けていまして、その部分はまだこれから調整になります。

○委員 そうすると委託先があって、探したら再委託先はいくつもの印刷会社があるというイメージですか。

○妹尾係長 そうです。そのうちこの市はこの再委託先、この市はこの再委託先というのを、委託先が選定するというか、事前に調整をして振り分けていくというような、その委託先はいろいろな市と委託契約を結ぶ予定なので、そういったところで割り振られるような形になると聞いています。

○委員 東大和市だけを考えますけど、東大和市が委託先に委託をして、その委託をした後に委託先が東大和市からの了承を得ずに再委託先を決めて、封かん業務を委託するという感じなのですか。それともこの再委託先に再委託しますのでという了承を市に得て、再委託するのですか。

○妹尾係長 そこはあらかじめ了承を得てということになります。

○委員 わかりました。その再委託を市が許諾というか再委託先についてはそこでいいですよという許可をする上で、あらかじめこういう安全対策を取りますよという書面をもらうということですか。そういう理解でいいですか。

○吾郷係長 委員がおっしゃるとおりです。再委託先が決まりましたら事前に委託先から相談がありまして、書面によって安全性が確保されましたら、再委託を健康課で許可するという形で実施いたします。

○委員 ありがとうございます、わかりました。

○阿部部長 特記仕様書9条の運用というのは今回に限らずでございます。先ほど説明にもございましたが、短期間で一気にやらなければならないという事務の性質上、再委託が想定されるということで、委託先の有無についてはということで説明があった次第です。色々なご意見承りましたけれども、9条では再委託は禁止、ただ例外として2項の手続を踏んで、市が認めた場合にはということがございますので、そこをしっかりと踏まえて、再委託していくことで実施していきたいと考えております。以上です。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに何かございますか。それではこの辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問1の

「予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種体制）に係る委託及びオンライン結合による外部提供について」は、提案のとおり承認したいと思います、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とします。

○委員 大変だけど、しっかりやってもらわないと、個人情報が漏えいしたなんてことになる。

○会長 以上で本日の議題は終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として「取り扱う個人情報は、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

5 閉会

○会長 他になにかありますでしょうか。特にないようでしたら、これを持ちまして本日の個人情報保護審議会を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項があればお願いします。

○阿部部長 大変ありがとうございました。次回につきましては、2月17日水曜日午前10時から会議棟2階の第7会議室を予定しています。よろしくをお願いします。長時間に渡りありがとうございました。